

資料 2 - 1 「プラント長期停止期間中における保全ガイドライン」
の作成にあたり参考とした現場経験及び知見とその反映について
に関するコメント

以下の(1)から(3)について説明して下さい。

- (1) 10ページの「表9別添Aにおいて整理した分類の凡例と考え方(第4回会合からの見直し案)」の「分類4」の説明は「長期停止期間中の経年劣化の発生・進展が想定されない又は極めて小さい。」とあり、「分類5」は「長期停止期間中に経年劣化の要因がないため、発生・進展が想定されない。」とあり、いずれも「発生・進展が想定されない。」とされている。この違いは何か。
- (2) 37ページ「摩耗(摺動部)」の「補足説明事項」の「仮に停止期間中に地震が発生した場合においても、摩耗が発生・進展する可能性は小さい。」とした技術的根拠は何か。
- (3) 39ページ「腐食」の「コンクリート埋設部(スタッド含む)」の「補足説明事項」には「通常保全復帰後も、原子炉格納容器漏洩率試験を実施することで、継続的に機能が維持されていることを点検する。」とされている。
 - (a) 原子炉格納容器の漏洩試験により、どのように腐食を点検するのか。
 - (b) 45ページ「中性化」の「補足説明事項」には、「鉄筋の腐食に至るような劣化が発生しないことを確認するためにコンクリートのひび割れ有無を確認するための目視点検などの定期的な点検」とあるが、コンクリート埋設部はこのような目視点検を不要と判断した理由。